

令和 7 年 3 月 31 日 改定

地域密着型サービス外部評価実施回数緩和の適用について

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

このことについては、静岡県地域密着型サービス外部評価実施要綱の「3 自己評価及び外部評価の実施回数」に定めるもののほか、次のとおり取り扱うこととしますので留意をお願いします。なお、一昨年度に実施回数緩和の適用を受け、昨年度に外部評価を実施した事業所においても、今年度適用を受ける場合は、新たに申請が必要になりますのでご注意ください。

(1) 「過去 5 年間継続して実施」について

実施回数緩和の適用を申請する年度の前 5 年度の間に 5 回外部評価を実施していることが必要。ただし、評価機関の事情により、評価確定日等が翌年度にずれ込んだ場合は、当該年度に実施したものとみなす。

(2) 各要件の解釈について

ア 自己評価及び外部評価結果（様式 1）及び目標達成計画（様式 2）を市町に提出していること。

- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において実施した外部評価について、様式 1・2 を市町へ提出していることが必要。

イ 運営推進会議が前年度に 6 回以上開催されていること。

- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において、6 回以上開催されていることが必要。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が出席をしていること。

- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において開催された会議について、原則として、毎回、出席していることが必要（議事録で確認）。
- ② なお、市町・地域包括支援センターの都合により欠席の場合で、議事録の提出等会議内容を報告している時は、出席とみなす。
- ③ ただし、年 1 回以上は、実際に出席していることが必要。

エ 自己評価及び外部評価結果（様式 1）のうち、外部評価項目の 2、3、4、6 の実践状況（外部評価）が適切であること。

- ① 実施回数緩和の適用を申請する年度の前年度において、いずれの項目も

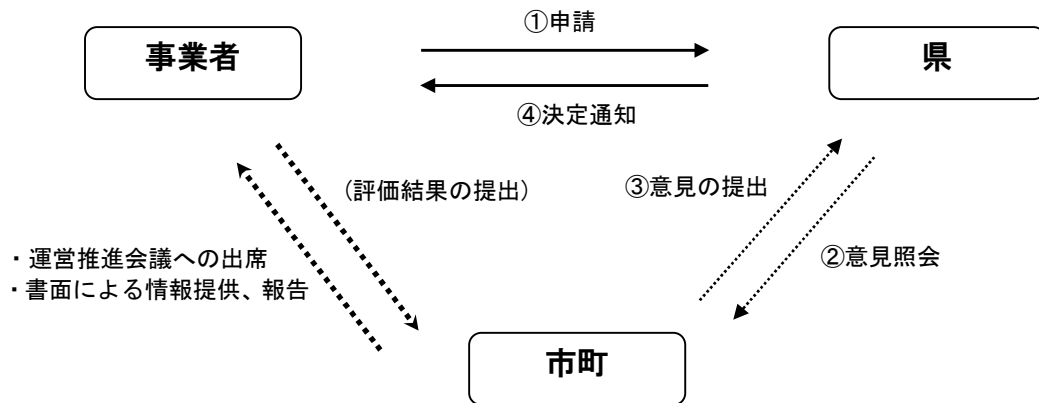
適切であることが必要。

(3) 申請手続きについて

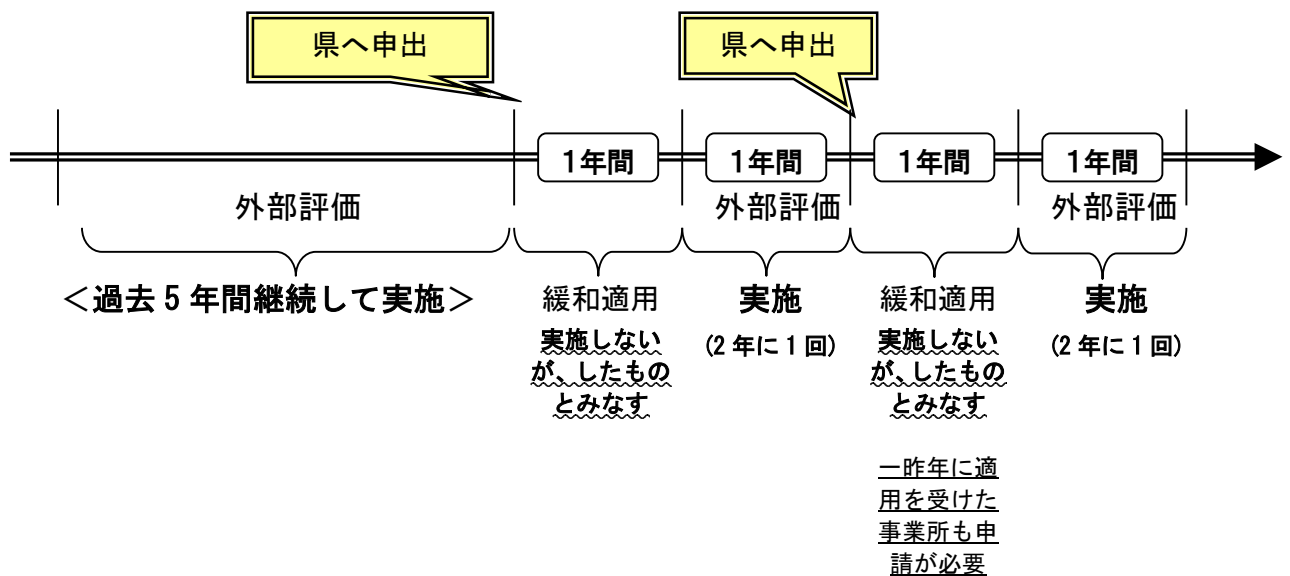
過去5年間、継続して外部評価を実施し、ア～エの要件を全て満たす事業者が、実施回数の緩和の適用を希望する場合には、適用を受けたい年度の4月1日から4月末日までに、申請書【別紙1】に必要書類を添付し、県知事あて申請する。

県は、申請内容を確認し、当該事業者の指定及び監督を行っている市町と協議し、結果について7月中旬までに事業者あて通知する。

○緩和手続きの流れ



○緩和が適用される期間について



- ＜別添＞ 【様式 1】 申請書（事業者→県）
 【様式 2】 協議について（県→市町）
 【様式 3】 協議について（回答）（市町→県）
 【様式 4－1・2】 適用について（県→事業者）